

1 入院公費の内容

医療保険各制度における月間の高額療養費算定基準額(以下「高額療養費制度の自己負担限度額」という。)から原則1万円を減額した額が自己負担の上限となるよう、所得区分ごとの高額療養費制度の自己負担限度額から、減額措置後の自己負担額を控除した額を補助します。

具体的には以下のとおりです。

- ・高額療養費制度の自己負担限度額に医療費比例額が含まれない場合は、1万円を補助します。
- ・高額療養費制度の自己負担限度額に医療費比例額が含まれる場合は、当該医療費比例額に5,000円を加えた額を補助します。
- ・入院医療費に係る自己負担額が、所得区分ごとの高額療養費制度の自己負担限度額に満たない場合であっても、減額措置後の自己負担額を超えた場合は、超えた額を補助します。

2 減額措置後の自己負担額

70歳未満の方

高額療養費自己負担限度額の所得区分	(参考) 高額療養費自己負担限度額	公費による減額措置後の自己負担額	(参考) コロナ公費が補助する最大金額
年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円 +医療費比例額	247,600円	5,000円 +医療費比例額
年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円 +医療費比例額	162,400円	5,000円 +医療比例額
年収約370万～約770万円 健保：標報28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円 +医療費比例額	75,100円	5,000円 +医療比例額
～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円	47,600円	10,000円
住民税非課税	35,400円	25,400円	10,000円

※ 高額療養費の多数回該当の場合は、それぞれの所得区分について、公費による減額後の自己負担額と、多数回該当時の自己負担限度額とのいずれか低い方を適用する。この場合、上段から順に140,100円、93,000円、44,400円、44,400円、24,600円となる。

70歳以上の方

高額療養費自己負担限度額の所得区分	(参考) 高額療養費自己負担限度額	公費による減額措置後の自己負担額	(参考) コロナ公費が補助する最大金額
年収約 1,160 万円～ 健保：標報 83 万円以上 国保・後期：課税所得 690 万円以上	252,600 円+医療費 比例額	247,600 円	5,000 円 +医療費比例額
年収約 770～約 1,160 万円 健保：標報 53 万～79 万円 国保・後期：課税所得 380 万円以上	167,400 円+医療費 比例額	162,400 円	5,000 円 +医療費比例額
年収約 370 万～約 770 万円 健保：標報 28 万～50 万円 国保・後期：課税所得 145 万円以上	80,100 円+医療費 比例額	75,100 円	5,000 円 +医療費比例額
～年収約 370 万円 健保：標報 26 万円以下 国保・後期：課税所得 145 万円未満	57,600 円	47,600 円	10,000 円
住民税非課税	24,600 円	14,600 円	10,000 円
住民税非課税 (所得が一定以下)	15,000 円	5,000 円	10,000 円

※1 高額療養費の多数回該当の場合は、それぞれの所得区分について、公費による減額後の自己負担額と、多数回該当時の自己負担限度額とのいずれか低い方を適用する。この場合、上段から順に 140,100 円、93,000 円、44,400 円、44,400 円、14,600 円、5,000 円となる。

※2 75 歳となったことで国民健康保険等から後期高齢者医療制度に異動する際、75 歳到達月については、前後の保険制度でそれぞれ高額療養費の自己負担限度額を 2 分の 1 とする特例が設けられていることに鑑み、今般の公費による減額措置においても、75 歳到達月における公費による減額後の自己負担額は、前後の保険制度でそれぞれ上段から順に 123,800 円、81,200 円、37,550 円、23,800 円、7,300 円、2,500 円となる。